

函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成28年4月5日

函館市長 工 藤 壽 樹

1 業務名

函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務

2 業務概要

立地適正化計画の策定に向け、本市の都市構造に係る基礎調査等を行う。

3 履行期間

契約の日から平成29年2月28日まで

4 事業費

11,800,000円(消費税および地方消費税を含む。)を上限とする。

5 契約候補者の募集・審査・選定方法

契約候補者の募集・審査・選定は、函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務に係る公募型プロポーザル実施要項、同プロポーザル企画提案書作成要領および同プロポーザルプレゼンテーション実施要領(以下「関係書類」という。)に基づき行う。

6 参加資格

(1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく登録簿において「都市計画及び地方計画部門」に係る建設

- コンサルタントとして登録されている者であること。
- (2) 法人であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (5) 国または地方公共団体の平成28年度における競争入札参加有資格者として登録されている者であること。
 - (6) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）第7条に規定する入札参加除外者等でないこと。
 - (7) 函館市暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
 - (8) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (10) 函館市の市税ならびに消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (11) 過去5年の間に，国もしくは地方公共団体が発注した本業務と同種の業務またはまちづくりに関する基本計画の策定業務等の本業務と類似の業務を元請として受注した実績を有していること。
- ※ 共同企業体である場合においては，構成員の全てが前記(2)から(10)までの参加資格を有しており，かつ，少なくとも構成員の1者は，前記(1)および(11)の参加資格を有していること。
- ※ 一の法人が，複数の応募に参加することはできない。

7 実施スケジュール

- | | | |
|------------------|---|-----------------|
| (1) 関係書類の配布開始 | … | 平成28年4月5日（火） |
| (2) 参加申込書の提出期限 | … | 平成28年4月22日（金）正午 |
| (3) 質問の受付期限 | … | 平成28年4月22日（金）正午 |
| (4) 応募函書の提出期限 | … | 平成28年4月28日（木）正午 |
| (5) プレゼンテーションの実施 | … | 平成28年5月13日（金） |
| (6) 選定結果の通知 | … | 平成28年5月中旬 |
| (7) 契約の締結に向けた協議 | … | 平成28年5月下旬 |
| (8) 契約の締結・業務開始 | … | 平成28年5月下旬 |

8 関係書類の配布

関係書類は、函館市都市建設部都市計画課において配付する。また、同課のホームページからダウンロードすることも可能とする。

9 参加申込み・問合わせ先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市都市建設部都市計画課

電話 0138-21-3361

FAX 0138-27-3778

E-mail toshikeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市都市建設部都市計画課ホームページ

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/toshikeikaku/>